



埼玉県 スマート農業 導入コスト低減支援事業

スマート農業機械等の購入費用を支援します。

物価高騰に対応するため、
スマート農業技術を導入し、
収益を増加させようとする
農業者を支援します。



経営診断
申込受付期間

令和8年

4月下旬^(予定)

6/12^(金)

交付
申請期限

令和8年

7/10^(金)
まで



↑詳細は
コチラ

本事業は、令和7年度2月補正予算を令和8年度に繰り越して
実施するものであり、令和8年度限りの事業です。

※本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

事業概要

事業の目的

物価高騰に対応するため、スマート農業技術の導入により効率的な農業経営を実現させ、収益を増加させようとする農業者に対し、スマート農業機械等の購入費用を支援します。

補助率等

補助率3分の2

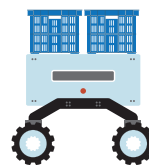
補助上限額1,400万円

※補助金予算総額7億円

補助対象

※消費税は補助対象外

- 1 スマート農業機械等
- 2 ①のスマート農業機械等を活用する上で必要な附属品等(条件あり)
- 3 ①でドローンを購入する場合のドローン免許取得費用



スマート農業機械等の具体例

主な対象品目	スマート農業技術
露地栽培全般 (主穀・野菜・果樹・花き・茶等)	GNSSレベラー、水田用水管理システム、高性能田植機(レベル2無人自動運転)、高性能田植機(直進アシスト、可変施肥)、高性能コンバイン(収量等センサー、直進アシスト)、ロボットトラクタ(レベル2無人自動運転)、自動操舵機能付きトラクタ(直進アシスト等)、自動操舵システム(後付け)、GNSS車速連動型作業機、可変施肥機(施肥マップ等を活用)、農業用ドローン、ロボット草刈り機(遠隔操作、あるいは自動走行するもの)
施設栽培全般 (野菜・花き等)	統合環境制御装置、CO ₂ 施用装置(センサー制御のもの)、細霧冷房システム(センサー制御のもの)
農業分野共通	防除ロボット(遠隔操作、あるいは自動走行するもの)、かん水システム(センサー制御のもの)、収穫ロボット、選別・出荷・調整ロボット(センサー等を活用するもの)、運搬ロボット(自立型多機能ロボット)、ほ場環境モニタリングシステム(ネットワークに接続でき、遠隔監視ができるもの)、経営・生産管理システム、技術伝承システム、病害虫診断システム
畜産	牛群管理システム(行動監視支援システム、繁殖管理システムを含む)、分娩監視システム、搾乳ロボット、哺乳ロボット、畜舎洗浄ロボット
その他	[スマート農業技術活用促進法]第2条第1項の定義に該当し、かつ市販されているもの

条件

- ① 今期の直前期に農業所得を税務申告している県内農業者であること。
作目、経営の大小、専業・兼業、個人・法人は問いません。
- ② 県が委託する業者による経営診断を実施すること。
診断の結果、収益の増加が見込まれる農業者が補助金申請できます。
- ③ 令和9年3月19日(金)までに農業機械等の納品・支払いを完了させること。
完了できなければ、補助を受けることができません(全額自己負担となります)。

※本事業は令和7年度事業を繰り越しているため、更なる予算の繰越しは制度的にできません。

- ➔ 機械等の納期は販売店などに早めに確認し、**確実な情報の把握**をお願いします。
- ➔ 制度上、例外を認めたり救済措置を設けることはできません。

その他

- 小規模なもの(事業総額が消費税込み55万円未満)は補助対象外となります。
- 複数のスマート農業機械等を組合せて導入することもできます。
- 導入済のスマート農業機械等を追加導入することもできます。

詳細は
ホームページを
ご覧ください。



事業の流れ

※採択は先着順ではありません。

○事業の申請に当たり、最初に経営診断を受けてください。

本事業における経営診断は、

- ①スマート農業機械等の導入により増加する収益の額が
- ②スマート農業機械等の導入費用を
- ③上回るか、下回るかを、所定の様式で確認するものです。

①経営診断の流れ（申込先：県が委託する民間事業者）

①経営診断を申し込む

埼玉県の事業説明ホームページのリンクから電子申請で経営診断を申し込んでください。**経営診断は無料です。**



申込期間 令和8年4月下旬(予定)～6月12日(金)

必要書類

- 経営診断シート(所定の様式)
- 直前期の税務申告書の写し、
- 見積書(参考価格が分かるもの)
- スマート農業機械等のカタログ(又は仕様がわかるもの)
- 導入効果の根拠資料(簡易計算する場合は不要)

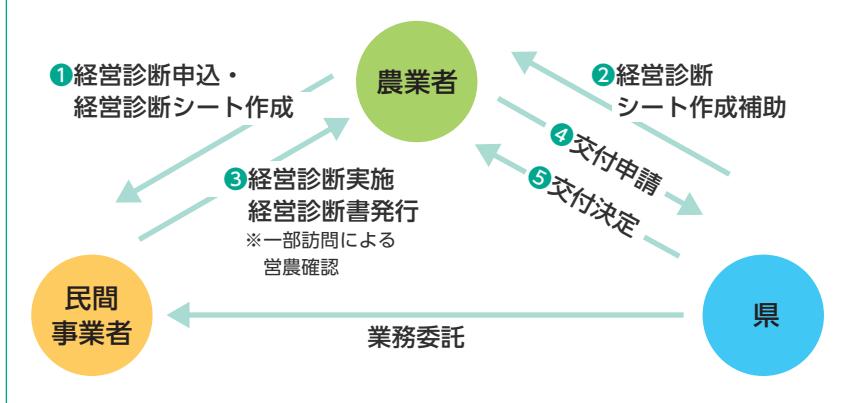
※経営診断シートの作成に当たり不明な点がある場合、管轄の農林振興センターにご相談ください。

②経営診断を受ける

- ・経営診断シートを作成・提出し、中小企業診断士による経営診断を受けてください。
 - ・経営診断の結果、スマート農業機械等の導入による収益の増加が導入費用を上回る見込みであることを確認できた場合、経営診断書が発行されます。
 - ・経営診断は書面審査ですが、総事業費が消費税込みで330万円以上の場合、書面審査に加え、中小企業診断士が訪問の上、営農確認を行います。なお訪問の際、ご希望があれば1時間程度の経営相談もお受けします。
- ※経営診断書は交付申請に必要な添付書類なので、交付申請までに経営診断を終える必要があります。

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業の流れ

※経営診断・交付申請の受付はオンラインのみで行います。



②補助金の交付手続きの流れ（提出先：管轄の農林振興センター）

①交付申請書の提出

経営診断を受け、経営診断書が発行された方は交付申請書を提出いただけます。

申請期限 令和8年7月10日(金)

必要書類

- 交付申請書
- 経営診断書(所定の様式)
- 見積書(事業費330万円以上の場合は2者分)
- スマート農業機械等のカタログ(又は仕様がわかるもの)

提出先

管轄の農林振興センター農業支援部まで(裏面に掲載されているメールアドレスあてに提出)
※メール送信後は必ず電話で受信確認してください。

②交付決定(8月上旬予定)

審査の上、採択された場合、8月上旬頃を目途に交付決定通知書を送付します。
なお、納期の関係で交付決定前に発注等をした場合は、交付決定前着手届を交付申請時に提出してください。
(注意：交付決定前着手届を提出しても交付決定が確約される訳ではありません)

③事業の実施

交付決定後、スマート農業機械等の発注・購入を行ってください。
補助金の支払いは、原則として精算払いとなります。

④実績報告書の提出

納品・支払いを完了後20日以内、又は令和9年3月19日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書を農林振興センターまで提出してください。

問い合わせ・申込み

埼玉県スマート農業導入コスト低減 支援事業の詳細はコチラへ



経営診断申込先リンクもこのページにあります。(4月下旬公開予定)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0903/fukyu/smart-agriculture/sumakosu.html>

事業計画の相談・交付申請の提出先

管轄の農林振興センター農業支援部

農林振興センター名	連絡先	管轄市町村
さいたま農林振興センター 農業支援部	TEL 048-822-1007 ✉ p22249f0@pref.saitama.lg.jp	さいたま市、川口市、鴻巣市、 上尾市、草加市、蕨市、戸田市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 桶川市、北本市、伊奈町
川越農林振興センター 農業支援部	TEL 049-242-1804 ✉ r42181f1@pref.saitama.lg.jp	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、 入間市、富士見市、坂戸市、 鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、 三芳町、毛呂山町、越生町
東松山農林振興センター 農業支援部	TEL 0493-23-8582 ✉ s23853f3@pref.saitama.lg.jp	東松山市、滑川町、嵐山町、 小川町、川島町、吉見町、 鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父農林振興センター 農業支援部	TEL 0494-25-1310 ✉ t24721f4@pref.saitama.lg.jp	秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町
本庄農林振興センター 農業支援部	TEL 0495-22-3116 ✉ u22615f5@pref.saitama.lg.jp	本庄市、美里町、神川町、上里町
大里農林振興センター 農業支援部	TEL 048-526-2210 ✉ k262210@pref.saitama.lg.jp	熊谷市、深谷市、寄居町
加須農林振興センター 農業支援部	TEL 0480-61-3911 ✉ g62477f7@pref.saitama.lg.jp	行田市、加須市、羽生市
春日部農林振興センター 農業支援部	TEL 048-737-6311 ✉ n37213f8@pref.saitama.lg.jp	春日部市、越谷市、久喜市、 八潮市、三郷市、蓮田市、 幸手市、吉川市、白岡市、 宮代町、杉戸町、松伏町

事業担当

埼玉県農林部農業支援課

TEL 048-830-4050

✉ a4040-11@pref.saitama.lg.jp